

お客さま各位

東京信用金庫

お客さまにお渡しする「インボイス管理票」について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。さて、インボイス制度への当金庫の対応方法につきましては、令和6年1月19日にホームページで「インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について」にて公表しております。その中で、「自動振替等でお支払いいただく各種手数料」については、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を営業店またはダイレクトメールサービスで発行する旨を記載しておりますが、この「インボイス管理票」について、下表のとおりご説明致します。

発行方法	① 営業店窓口または得意先課員によるお渡し。 決算期やお客さまの事務処理の時期に合わせて対象期間をご指定いただき、営業店窓口または得意先課員にお申し付けください。
	② 「インボイスダイレクトメールサービス」による郵送でのお渡し。 お客さまに「インボイスダイレクトメールサービス 登録・変更・解除依頼書」をご記入・押印していただいたうえで、ご指定の時期に1年に1度、郵送致します。
対象取引	<ul style="list-style-type: none"> 「インボイス管理票」には、<u>預金口座からの自動振替等</u>でお支払いいただく各種手数料（消費税課税取引）が記載されます。 （例：<u>インターネットバンキングの基本手数料・振込手数料、自動発行の残高証明書発行手数料、貸金庫手数料、等</u>）
対象期間	<p><発行方法①の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年10月以降、<u>発行日より過去14ヵ月以内で期間を指定して発行</u>することができます。例えば、令和6年4月に「令和5年10月1日から令和6年3月31日まで」とご指定いただくことで、<u>ご指定期間中の対象取引をまとめて発行</u>することができます。
	<p><発行方法②の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年10月以降、お客様がご指定する「発行基準月」から過去1年分の対象取引が記載されます。例えば、「発行基準月」を3月と指定した場合、前年4月1日から当年3月31日までの対象取引が記載されます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 営業店窓口または得意先課員に各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスとして「手数料受取書」等を発行致します。（例：手形小切手帳発行手数料、店頭受付の残高証明書発行手数料、不動産担保事務取扱手数料、等）※ 「振込依頼書」で受付した振り込みについては、お客さまにお渡しする複写式「振込依頼書」の控えがインボイスとなります。※ 上記※印の取引は、「インボイス管理票」には記載されません。 インターネットバンキング上でインボイスを交付することは致しておりません。

以上